

(1) 所得税・住民税の控除

本人または同一生計配偶者（注）、扶養親族が障がい者の場合に控除を受けることができます。

（注）同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下である人をいいます。

種 類	要 件	控 除 額	窓 口	備 考
所 得 税	特別障がい者控除 ・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳「A」 ・精神障がい者保健福祉手帳1級	40万円	税 務 署	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。
	障がい者控除 ・身体障がい者手帳3～6級 ・療育手帳「B」 ・精神障がい者保健福祉手帳2、3級	27万円		同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。 35万円
住 民 税	特別障がい者控除 (上記と同じです)	30万円	財務部市民税課	同居特別障がい者の場合は、さらに同居加算がつきます。
	障がい者控除 (上記と同じです)	26万円		23万円

(2) 国民健康保険料・NHK受信料の減免

種 類	内 容	金 額	窓 口	備 考
国民健康保険料	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている国民健康保険加入者がいる世帯は、保険料が減免される場合があります。 (市以外の国保加入の方は保険者にご確認ください)		各区役所 区民生活課 (中央区は窓口サービス課)	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳が必要です。 所得による制限があります。
NHK受信料 (申請後、条件に該当しなくなった場合減免の対象外となります。)	世帯主かつ受信契約者が下記いずれかに該当する手帳を持っていること。 〔身体障がい者手帳〕 ・視覚障がい・聴覚障がい ・上記以外の障がい1～2級 〔療育手帳A〕 〔精神障がい者保健福祉手帳1級〕	半 額	〔身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 1ページ記載の出張所障がい福祉担当	身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳、印鑑（受信契約者のもの）をお持ちください。 ※世帯分離している場合、分離世帯も非課税であること。
	世帯構成員全員が市民税非課税で、かつ下記のいずれかの手帳をお持ちの方が世帯の構成員であること。 〔身体障がい者手帳〕 〔療育手帳〕 〔精神障がい者保健福祉手帳〕	全 額	〔精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方〕 各区役所健康福祉課 各地域保健福祉センター	※全額免除は1年に1回、半額免除は2年に1回 免除事由の存続について「確認調査」があります。

(3) 自動車税・軽自動車税の減免（1人1台に限ります）

● 申請窓口・申請期間

種 類	申請・問合せ窓口	申請期間
既に所有している自動車に対する減免（普通自動車）	新潟市（秋葉区除く）：新潟地域振興局県税部 025-273-3116 秋葉区：新潟地域振興局県税部新津収税課 0250-24-7126	4月1日から納期限まで
既に所有している自動車に対する減免（軽自動車）	財務部市民税課及び各区役所区民生活課 （中央区を除く）	納税通知書が届いてから 納期限まで
新たに取得する普通自動車に対する減免（新潟ナンバー）	（一財）新潟県自動車標板協会 025-283-2279	登録時

● 内容

障がいのある人が所有する自動車については、自動車税・軽自動車税の減免が受けられます。

● 減免の要件

4月1日現在又は登録時に、原則として①～③を全て満たしていることが必要です。

① 自動車の所有者（納税義務者）について

車検証上の所有者または使用者が納税義務者となります。

納税義務者が身体障がい者本人である車が対象です。

ただし、身体障がい者が18歳未満の場合や知的障がい者、精神障がい者については同一生計者が納税義務者でも減免を受けることができます。（障がい者1人につき自動車は1台に限ります。）

② 対象となる自動車と利用目的

区分	減免対象車	利用目的
本人運転	身体障がい者本人が運転する自動車	制限なし
家族運転	障がいのある人のために生計を一にする方が運転する自動車	障がいのある人の通学・通院・通所・生業のために賦課期日以降6か月以上継続して週1日以上または月4日以上使用するもの ⇒ 証明するものとして「 <u>通学・通院・通所等の利用証明書</u> 」が必要です。
介護者運転	障がいのある人のみで構成される世帯の方で、常時介護する方が運転する自動車	障がいのある人の通学・通院・通所・生業のために賦課期日以降1年以上継続して週3日以上使用するもの ⇒ 証明するものとして「 <u>通学・通院・通所等の利用証明書</u> 」、 <u>自動車運行計画書</u> 、 <u>誓約書</u> が必要です。

※賦課期日とは4月1日または登録する日

③ 減免の対象となる範囲

障がい区分		本人運転	家族運転・介護者運転
視覚障がい		1 級～ 4 級	1 級～ 4 級
聴覚障がい		2 級～ 3 級	2 級～ 3 級
平衡機能障がい		3 級	3 級
音声、言語またはそしゃく機能障がい		3 級 ※ 1	3 級 ※ 1
上肢不自由		1 級～ 2 級	1 級～ 2 級
下肢不自由		1 級～6級 ※ 2	1 級～ 3 級
体幹不自由		1 級～ 3 級、5 級	1 級～ 3 級
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級～ 2 級	1 級～ 2 級
	移動機能	1 級～ 6 級	1 級～ 3 級
心臓機能障がい		1 級、 3 級	1 級、 3 級
じん臓機能障がい		1 級、 3 級	1 級、 3 級
呼吸器機能障がい		1 級、 3 級	1 級、 3 級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1 級、 3 級	1 級、 3 級
小腸機能障がい		1 級、 3 級	1 級、 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級～ 3 級	1 級～ 3 級
肝臓機能障がい		1 級～ 3 級	1 級～ 3 級
療育手帳			A
精神障がい者保健福祉手帳			1 級 ※ 3
備考	※ 1 喉頭摘出に係るものに限る ※ 2 下肢不自由 7 級が 2 コ以上ある場合は下肢不自由 6 級とする ※ 3 精神通院に係る公的医療受給者証の交付を受けている者に限る (ただし、受給者証の交付を受けていない場合は、医師の通院証明書で代用可)		

● 申請に必要なもの

	本人運転	家族運転	介護者運転	その他
減免申請書	○	○	○	・申請者（納税義務者）のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、住民票のいずれか）
同一生計証明書	△※2	○		
常時介護証明書			○※3	
通院・通学等の利用証明書		○	○	
障がい者手帳	○	○	○	
運転免許証 又は マイナ免許証 ※1	○	○	○	
自動車検査証及び自動車検査記録事項	○	○	○	
公的医療費助成の受給者証 （精神障がい者のみ）		○	○	

△：所有者が同一生計者である場合のみ

※1 マイナ免許証は免許情報確認書と併せて提示してください。

マイナポータル又は「マイナ免許証アプリ」で読み取りの上記録された情報の提示でも可能です。

※2 軽自動車税の申請は不要です。

※3 各申請窓口にお問い合わせください。

● 同一生計証明書の発行

必要書類	申請窓口
・身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳 ・自動車検査証及び自動車検査証記録事項 (新車購入の場合は検査証不要) ・運転する方の運転免許証又はマイナ免許証 (前頁注釈※1 参照) ・通学、通院、通所、生業に係る証明書 (家族運転のみ) (医師または学校長等が証明したもの ※通学・通院の日数等が明確に記載されている新年度の証明日のもの) ・住民票上世帯が同一でない場合は同一生計として確認ができる書類が必要 (公共料金の支払いが確認できるもの)	各区役所 健康福祉課障がい福祉係 (東区・西区は障がい福祉担当) 1 ページ記載の出張所 障がい福祉担当係 (精神障がいを除く)

5

税金等の減免

(4) NTT 無料番号案内 (ふれあい案内)

電話帳の利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい、精神障がいのある方を対象に、無料で電話番号をご案内します。

[対象者]

- ・身体障がい者手帳をお持ちで次のいずれかの障がい (個別等級) のある方
視覚障がい 1～6 級
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい) 1、2 級
聴覚障がい 2 級、3 級、4 級、6 級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3 級、4 級
- ・療育手帳をお持ちの方
- ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

[問い合わせ先]

0120-104174 (全国共通フリーダイヤル)

午前9時～午後5時 (土・日・祝および年末年始12/29～1/3を除く)

事前登録が必要ですので上記フリーダイヤルへお問い合わせください。

※NTT 電話回線、NTT ドコモ、公衆電話よりご利用いただけます。

(5) 携帯電話の基本使用料などの割引

携帯電話会社によっては、基本使用料や各種サービス使用料が割引になる場合があります。また、29ページ (4) NTT 無料番号案内 (ふれあい案内) と同様のサービスが無料で利用できる場合があります。詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

(6) 各種施設利用の割引

利用券販売窓口で、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳を提示してください。

ア 障がい者本人の施設利用料が無料となる施設	イ 障がい者本人の施設利用料が割引となる施設 (通常料金→割引後料金)
●新潟市美術館 ☎025-223-1622 ●新津美術館 ☎0250-25-1300 ※催し物により有料の場合もありますので、詳しくは美術館にお問い合わせください。 ●みなとびあ（新潟市歴史博物館） ☎025-225-6111 ※令和8年9月1日から休館予定 ●會津八一記念館 ☎025-282-7612 ●新津鉄道資料館 ☎0250-24-5700 ●しろね大風と歴史の館 ☎025-372-0314 ●旧笹川家住宅 ☎025-372-3006 ●曾我・平澤記念館 ☎025-373-6600 ●水の駅「ビュー福島潟」 ☎025-387-1491 ●岩室健康増進センター「よりなれ」（入館料） ☎0256-82-2270 ●潟東ゆう学館福祉棟（浴室使用料） ☎0256-86-2311 ●スポーツ施設 （鳥屋野総合体育館・黒埼地区総合体育館・亀田総合体育館・西総合スポーツセンター・東総合スポーツセンター・北地区スポーツセンター・白根カルチャーセンター・下山スポーツセンター・西海岸公園市営プール・山の下海浜公園プール・遊水館・白根総合公園屋内プールなど） ●新潟市マンガ・アニメ情報館 ☎025-240-4311 ●旧齋藤家別邸 ☎025-210-8350 ●旧小澤家住宅 ☎025-222-0300 ●澤将監の館 ☎025-375-1300 ●中之口先人館 ☎025-375-1112 ●潟東樋口記念美術館 潟東歴史民俗資料館 ☎0256-86-3444 ●巻郷土資料館 ☎0256-72-6757 ●岩室民俗史料館 ☎0256-82-1021 ●北区郷土博物館 ☎025-386-1081 ●亀田清掃センター附属休憩所（田舟の里） ☎025-382-1566 ●舞平清掃センター附属休憩所 ☎025-280-7635	●マリンピア日本海（新潟市水族館） ☎025-222-7500 高校生以上 1,500円 → 500円 小・中学生 600円 → 200円 未就学児（4歳以上） 200円 → 66円 ●石宮公園地下自転車駐車場（定期利用のみ） ☎025-249-1480 一般 月 2,000円 → 月 1,000円 学生 月 1,000円 → 月 500円 ●アクアパークにいがた ☎025-264-6400 大人（中学生以上） 600円 → 300円 小人（3歳以上） 300円 → 150円 ※第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者の介助者は、障がい者1人につき介助者2人まで無料 ●日帰り温泉じょんのび館（入館料） ☎0256-72-4126 大人（中学生以上） 880円 → 600円 小人（小学生） 400円 → 300円 ●小須戸温泉健康センター「花の湯館」（入館料） ☎0250-38-5800 大人（中学生以上） 600円 → 300円 小人（小学生） 300円 → 200円 ●MGC三菱ガス化学アイスアリーナ ☎025-288-1234 1回券（貸靴あり） 一般 1,800円 → 500円 高齢者（65歳以上） 1,200円 → 500円 小・中学生・高校生 1,000円 → 500円 ※貸靴なしの場合、1回400円

第1種身体障がい者手帳所持者、療育手帳A所持者または精神障がい者保健福祉手帳1級所持者の介助者は、上記ア・イの施設（石宮公園地下自転車駐車場・アクアパークにいがた・MGC三菱ガス化学アイスアリーナは除く）で、障がい者1人につき介助者1人が無料になります。なお、施設により介助者の取り扱いが違いますので、詳しくは施設にお問い合わせください。

これ以外の施設でも割引制度を設けていることがあります。各施設にお問い合わせください。